

※裁判所に書類を提出する場合には、個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出してください。

親権者変更の申立てについて

1 はじめに

父母の離婚などによって、その一方が子の親権者とされている場合、これを変更したいときは、父母その他子の親族が家庭裁判所に親権者変更の調停又は審判の申立てをしなければなりません（民法８１９条６項）。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 申立書（必要事項を記入したもの） 原本１通，写し１通
- (2) 調停（審判）の進行に関する連絡メモ（必要事項を記入したもの）
- (3) 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）１通

相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）１通

未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）１通

※同じ書類は１通で足够了。

※原則として、発行日から３か月以内のものを提出してください。

- (4) 収入印紙１２００円分（子ども１人につき）

- (5) 郵便切手合計１５６０円分

（内訳：１１０円切手・１０円切手をいずれも１０枚ずつ、１８０円を２枚）

審判申立ての場合は、これに加えて、審判書特別送達費用として１２２０円分２組

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 裁判所に提出した書類はお返しできませんのでコピーを取るなどして手元に控えを残しておいてください。

3 申立書の記入の仕方について

別添の記入例を参考にしてください。

4 申立人と相手方について

親権者変更を求める父母の一方が申立人となり、他の一方が相手方となるのが一般的です。

5 申立書等の提出先について

調停の申立てをする場合の提出先は、原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です。審判の申立てをする場合の提出先は、子の住所地を管轄する家庭裁判所です。分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。申立人と相手方との間に、これと異なる家庭裁判所で調停又は審判をすることの合意があれば、その合意した家庭裁判所でも調停又は審判ができます。ただし、申立ての際、申立人と相手方が作成した「管轄合意書」という書面を提出していただく必要があります。

6 裁判所に提出した書類について

申立書の写しは、法律の定めるところにより相手方に送付します。

また、申立書以外であなたが裁判所に提出した書類は、裁判官の判断により、相手方に見せたり、写しを交付することがあります。

7 申立て後の手続について

調停や審判の申立てがあると、裁判官や調停委員会が双方から事情や意見を十分に聴き、子のために最も適切な解決ができるように手続を進めます。また、必要に応じて、調停や審判が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。家庭裁判所から呼出しがあったときは、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

なお、審判の申立ての場合でも、話し合いによるのが適当と考えられる場合などには、申立人や相手方の意見を聴いて、家庭裁判所の判断で調停を進めることがあります。また、調停を申し立てたときでも、最終的に話し合いがまとまらない場合には、審判をすることになります。

8 問い合わせ先

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目4番1号
神戸家庭裁判所 家事受付係
電話078-521-5930

以上